

○登米市地域公共交通会議設置要綱

平成19年2月1日

告示第19号

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、市民の生活に必要な旅客運送を確保し、本市の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項及び市内における特定非営利活動法人等により行われる自家用有償旅客運送の必要性、課題、利用者の安全と利便の確保に係る方策等を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画（以下「地域公共交通計画」という。）を作成し、その実施に関する協議を行うため、登米市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様に関する事項
- (2) 自家用有償旅客運送の登録、更新及び変更登録を申請する場合における運送の必要性に関する事項
- (3) 旅客から収受する対価に関する事項
- (4) 交通会議の協議結果に基づく乗合旅客運送及び自家用有償旅客運送に係る路線又は営業区域の廃止等に関する事項
- (5) 地域公共交通調査事業に関する事項
- (6) 地域公共交通計画の作成、変更、当該計画に基づく事業の実施等に関する事項
- (7) その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の委員は次に掲げる者とし、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 国土交通省東北運輸局宮城運輸支局長が指名する者
- (3) 道路管理者又はその指名する者
- (4) 宮城県企画部長が指名する者
- (5) まちづくり推進部長
- (6) 住民、旅客又は自家用有償旅客運送の利用者を代表する者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者
- (8) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体を代表する者
- (9) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体を代表する者

- (10) 自家用有償旅客運送を行っている特定非営利活動法人等の団体を代表する者
- (11) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命された日の翌年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に、会長及び副会長を置き、会長は市長が指名する者を、副会長は会長が委員の中から指名する者をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 交通会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 交通会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 交通会議の会議は、公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、会議に諮って非公開とすることができる。

(書面による決議)

第7条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、書面による決議を行うことができる。

(1) 交通会議に提案され、協議及び調整を行った事項について軽微な変更をする場合

(2) 至急の決議が必要で会議を開催する余裕がない場合

(3) 事前に交通会議において書面による決議の了承を受けている場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、会長が必要と認める場合

2 前条第3項の規定は、書面による決議について準用する。この場合において、同項中「出席した委員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。

3 会長は、書面による決議を行ったときは、次回交通会議においてその結果を報告しなければならない。

(協議結果の尊重義務)

第8条 交通会議において協議が調った事項について、委員はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めなければならない。

(連絡・通報窓口)

第9条 地域公共交通に関する相談、苦情等に対応するため、連絡・通報窓口を設置するものとする。

(庶務)

第10条 交通会議の庶務は、まちづくり推進部市民協働課において処理する。

(合同の交通会議)

第11条 登米市と他市町村にまたがる乗合旅客運送又は自家用有償旅客運送に関する事項は、関係市町村と調整の上、合同の交通会議を開催し協議することができる。

(謝金)

第12条 会議に出席する委員（第3条第1項第2号から第5号までに掲げる者を除く。）には、予算の範囲内で謝金を支給する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この告示は、平成19年2月1日から施行する。

附 則（平成25年8月5日告示第166号）

この告示は、平成25年8月5日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第121号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月1日告示第32号）

この告示は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日告示第76号）抄

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日告示第132号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年1月25日告示第14号）

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(登米市福祉有償運送運営協議会設置要綱の廃止)

2 登米市福祉有償運送運営協議会設置要綱（平成17年登米市告示第273号）は、廃止する。

附 則（令和6年3月25日告示第84号）

この告示は、令和6年3月25日から施行する。